

デイサービスセンター いがのしろ

運 営 規 程

デイサービスセンター いがのしろ 運 営 規 程（地域密着型通所介護）

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人敬親会が設置運営する地域密着型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに要介護者とその介護者のために、毎日利用できる地域密着型通所介護事業を行い、利用者個々の特異性に応じた日常生活上の援助及び心身機能の維持を図り、介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

（運営方針）

第2条 事業所において提供する地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った地域密着型通所介護を提供する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターいがのしろ
- (2) 所在地 三重県伊賀市山出字金坪2220番地の10

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・兼務)
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- (2) 生活相談員 1名 (常勤・専従)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名 (常勤・専従)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。
- (4) 介護職員 1名 (常勤・専従)
2名 (非常勤・専従)

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名 (非常勤・専従)

利用者の日常生活上の機能訓練を行い、生活機能の改善、維持を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 休業日(日曜、火曜及び12月30日～1月3日)以外を原則とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時20分～午後4時30分

(利用定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は15名とする。

(地域密着型通所介護計画の作成等)

第7条 地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、書面で同意を得る。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(地域密着型通所介護の内容)

第8条 地域密着型通所介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 生活指導(相談援助等)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導(家族介護者教室)
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等の受領)

第9条 事業所が提供する地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 昼食代 1食 500円(おやつ代込み)
- (2) おむつ代 実費

(3) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが相当と認められる費用

実 費

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

本事業所の実施地域は、伊賀市内とする。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(機密保持)

第12条 本事業の従事者、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第13条 提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理および感染症対策)

第15条 地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時に於ける対応方法)

第16条 地域密着型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(虐待の防止に向けた体制等)

第17条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施する。

(職場におけるハラスメント)

第18条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第19条 地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、2ヶ月に1度、定期的に避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(地域との連携)

第 21 条 事業所は、地域密着型通所介護を提供するにあたり、利用者、利用者家族、市職員、地域住民の代表者等による運営推進会議を設置し、年 2 回以上、運営状況の報告を行い会議による評価を受けるとともに、運営に対する要望、助言等を聴くものとする。

2 事業所は、地域密着型通所介護事業を運営するにあたり、地域住民又はその自発的な活動との連携や協力を行い、地域との交流を図るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 従業者等の質の向上を図るため、研修等の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後適宜

(2) 階層別職種別研修 年 1 回以上

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、5 年間保存する。

(附 則)

この規定は、平成 14 年 1 月 30 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日に遡及適用する。

(附 則)

この規定は、平成 14 年 12 月 8 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日に遡及適用する。

(附 則)

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規定は、平成 17 年 10 月 8 日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日に遡及適用する。

(附 則)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 25 年 2 月 8 日から施行し、平成 25 年 2 月 1 日から遡及適用する。

(附 則)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 3 月 24 日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日まで遡及適用する。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 5 月 29 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用する。